

社会資本整備審議会

建築分科会・第16回建築環境部会

平成30年10月29日

【事務局】 それでは、定刻前でございますが、委員の先生方おそろいでございますので、第16回建築環境部会を開催させていただければと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、報道関係者の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。また、カメラ撮りは議事開始までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。部会の議事につきましては、報道関係者を除き、一般には非公開となっております。議事録は、委員の先生方にご確認いただいた上で、委員の先生方のお名前を伏せた形で、国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日は前回の部会と同様に、机上に紙媒体の資料に加えまして、同様のファイルをおさめておりますタブレットを配付させていただいておりますので、ご活用いただければと思います。タブレットの使用方法については、机上の説明の紙をご参照いただければと思います。

また、委員の皆様のお机の上には、スタンドマイクを設置しております。ご発言時には、右下の青色のボタン、これを押していただき、ご発言終了後にはもう一度同じボタンを押していただければということをお願いしたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただければと思います。お手元、1枚めくっていただきますと、配布資料一覧というものがございます。資料1は委員名簿、それから資料2は第二次答申に向けた主な審議事項と具体的な論点、それから、資料3-1から3-7までは各業界団体の方の発表資料をご用意しているところでございます。それから、資料4は第42回建築分科会等の主な指摘事項を踏まえた追加分析、それから、資料5は今後の検討スケジュールといったものでございます。それから、参考資料1は審議会令、参考資料2は施策の施行状況、参考資料3は主な審議事項ということで、参考資料も3つをご用意しているところでございます。

以上の資料をお配りしてございますが、欠落等ございましたら事務局のほうにお申し出

いただければと思います。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。部会委員及び臨時委員の11名のうち、8名のご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、専門委員の〇〇委員におかれましては、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、開会に当たりまして、住宅局長よりご挨拶申し上げます。

【住宅局長】 本日は、お忙しい中、社会資本整備審議会、第16回建築環境部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

部会長をはじめ、委員の皆様には日ごろから住宅・建築行政をはじめとして、国土交通行政全般の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

前回、9月21日の会議におきましては、住宅・建築物の省エネルギー施策の現状と課題について、事務局からご説明をさせていただきました。その上で、今後の対策のあり方について幅広くご意見をいただき、また、会議後も事務局との間で精力的な意見交換を行っていただいたと聞いております。改めて御礼申し上げます。

本日の部会では、業界団体の委員の皆様方から、住宅・建築物の省エネルギー性能向上に係る現状・課題等につきまして意見をご発表いただくこととしております。業界団体の委員の皆様方におかれましては、短期間で意見等を取りまとめていただきましたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、業界団体の皆様からの発表の内容等を踏まえて、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方につきまして、引き続き幅広い観点から本日もご審議いただきますようお願い申し上げます。

本日もお忙しい中、ありがとうございます。どうかご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【事務局】 これより議事に入ります。

報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以後の議事運営につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 おはようございます。今日は委員の皆様方には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、第二次答申に向けた主な審議事項と具体的な論点について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日ご予約させていただいております各委員からのプレゼンテーションに先立ちまして、本日ご議論いただきたい内容、これは先日の第1回審議会におきましても、審議事項、論点として説明をさせていただいておりますが、再度、整理をして簡単にご説明させていただきます。委員からのプレゼンテーションに際しましても、この論点を意識していただければと考えております。

それでは、資料2をごらんください。第二次答申に向けた主な審議事項と具体的な論点でございます。

まず、1ページ目、主な審議事項として3つを掲げております。

1つ目は、新築住宅・建築物の省エネ基準適合の確保。新築のボトムアップに関する議論でございます。

2つ目は、高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進。新築のトップアップに関する論点でございます。

3つ目は、既存ストックの省エネルギー性能の向上。省エネ改修に関する論点でございます。

続きまして、2ページをお開きください。1つ目の論点でございます、新築住宅建築物の省エネ基準適合の確保に関し、ご議論いただきたい点を説明させていただきます。

エネルギー基本計画などの閣議決定におきまして、規制の必要性や程度、バランスなどを十分に勘案しながら、段階的に省エネルギー基準への適合義務化とされております。大規模、中規模、小規模、住宅、非住宅、それぞれのセグメントの特性やそれぞれの分野を取り巻く状況を踏まえまして、どのような取り組みを進めるべきかについて、繰り返しますが、閣議決定に書かれております規制の必要性や程度、バランスを十分に勘案したご議論をお願いしたいと考えております。

その上で、具体的な論点といたしまして、大規模建築物と同様に、適合義務制度の対象とすべきと考えられるのはどのセグメントか、また、どういった点に留意をすべきか、適合義務制度の対象としないセグメントがある場合、どのような措置を講ずべきか。ちなみに前回の審議会では、届出対象物件に対する指示・命令の実効性確保や、設計時における建築主の意識向上のための措置といったご意見がございました。

3 ページ目をごらんください。ご議論いただくに当たりまして、既に適合義務化されている大規模建築物を除きます5つのセグメントについて、便宜的に3つ、すなわち中規模建築物、大規模・中規模住宅、小規模セグメントの3つに分けてご議論いただければと思います。もちろん議論の方向性によりましては、5つのセグメントとなる場合もありますでしょうし、建築物と住宅とで分けた議論もあろうかと思えます。しかしながら、まずは便宜的にこの3つのセグメントを頭に置いていただければと考えております。

ちなみに、本日の委員からのプレゼンテーションにつきましても、なるべく同じようなセグメントに関する発表が連続するほうがわかりやすいと思えますので、大規模なセグメントを主に対象とされている〇〇、〇〇委員、〇〇、〇〇委員、住宅全般を対象とされている〇〇、〇〇委員、建築設計の立場から〇〇、〇〇委員、〇〇、〇〇委員、〇〇、〇〇委員、最後に小規模住宅セグメントを主に対象とされている〇〇、〇〇委員の順にご発表いただくこととしております。

続きまして、4 ページ目から5 ページ目にかけて、先日の審議会でご説明いたしました内容をセグメントごとに整理し直したものとなっております。前回資料のページを記載いたしまして、前回の資料を参考資料としてご用意しておりますので、必要に応じましてご参照いただければと思います。

こうしたデータやファクト、また実態などに基きまして、規制の必要性や程度、バランスを勘案した議論をお願いしたいと考えております。

6 ページ目、7 ページ目でございますが、これは前回、資料としてご説明いたしました過去の審議会・研究会における指摘・考え方でございます。これも必要に応じまして、ご参照いただければと思えます。

以上が1つ目の論点であります、新築住宅・建築物の省エネ基準適合の確保に関しご議論いただきたい点となっております。

続きまして、8 ページ目をごらんください。2つ目の論点であります。高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進に関しまして、ご議論いただきたい点をご説明いたします。

具体的な論点といたしまして、先日の審議会やその後の委員の先生方との意見交換を踏まえまして、注文戸建て住宅や賃貸アパートを大量に供給する事業者の取り組み促進を含めまして、大手住宅事業者における取り組みの促進、ZEH、ZEB、LCCM住宅の普及促進に向けた取り組みを記載してございます。しかしながら、これに限らず、新築住宅・

建築物のトップアップに向けた措置につきまして、さまざまご議論いただければと考えております。

9ページ目は、前回、資料としてご説明いたしました過去の審議会・研究会における指摘・考え方でございます。これも必要に応じましてご参照いただければと考えます。

最後に、10ページ、3つ目の論点でございます。既存ストックの省エネルギー性能向上に関し、ご議論いただきたい点をご説明させていただきます。

前回の審議会におきましても、さまざまご意見をいただいておりますが、新築時の対応に比べまして、コストや制約が大きいことを踏まえ、どのような措置を講ずべきか、住宅の断熱化に伴う健康維持・増進などの効果を建築主に普及啓発するために、どのような措置を講ずべきかなどの観点からご議論いただければと考えております。

以上、資料2についてご説明させていただきました。

委員プレゼンテーションの後、前回の宿題としてご用意させていただいております資料4についてご説明させていただき、その後、後半のおおむね1時間でディスカッションしていただく予定でおります。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。論点の整理をしていただきました。

それでは、次に、住宅・建築物の省エネ性能向上に係る課題等について、業界団体の委員より意見を発表していただきたいと思っております。

先ほど石田局長がおっしゃられましたように、この間、大変短い時間で発表の準備をしていただきまして、ほんとうに委員の先生方、ありがとうございます。

発表時間は、各委員、大変短いのですが、6分とさせていただきます。事務局において5分経過時に1鈴、6分経過時に2鈴、鳴らさせていただきますので、発表時間につきましては厳守をお願いしたいと思います。

なお、質疑応答の時間については、後ほど行う意見交換の際にまとめてやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、初めに、〇〇の〇〇委員より発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇の〇〇でございます。資料3-1をごらんいただければと思っております。

非住宅及び集合住宅における建築物省エネ法の施行状況等について、並びに意見を発表させていただきます。

時間がありませんので、〇〇内で調査した分析につきましては省略させていただきます

が、1ページにありますように、適判開始後1年の適判建築物346件を主に分析しまして、中規模建築物も、数は少ないですけれども示しております。

2ページから5ページにかけては、用途、規模、計算ツール、複合用途建物の分析、計算回数、交付までの所要期間などを分析させていただいております。

7ページから16ページにかけまして、用途別のBEIの星の数の分布を示してございますが、昨年度、〇〇から報告させていただいた分析結果と、適判後も大きく傾向は変わらず、病院を除いては広く分布しております。後で見ただけだと幸いです。

17ページに飛びまして、論点と意見について述べさせていただきます。

18ページになりますが、まず、中規模建築物が今後、適判義務化される際の課題についての意見を記載しております。〇〇では、調査している中規模非住宅事例の件数が少なく、傾向はまだ捉えられておりませんが、中規模には大規模にない特徴、例えばコスト、設計工程、審査機関の制約などがありまして、審査機関の処理能力の課題もあると思います。中規模へ適判を拡大すべきと思われますけれども、仕様規定の導入や計算、記載、書類、工事完了検査の簡素化などを検討していただければありがたいと思っております。

19ページになりますが、大規模集合住宅が今後、適合義務化される際の課題について述べております。現状の届出では、住戸ごとに標準入力法的な計算を行い、所管行政庁が審査をしております。適合性判定を施行するまでに、①の合否判定に関することでは、モデル建物法のような運用、代表住戸での計算、実装しない機器の扱いの弾力的運用、②の設計変更や完了検査対応の簡素化などを検討していただければと思います。

20ページになります。既に義務化された大規模非住宅における今後の効果と課題について、少し触れさせていただきます。

2018年8月末現在で工事完了検査は15件程度と、まだ非常に少ないですが、不備の指摘は出ておりません。今後、設計された省エネ性能どおりの施工が行われるようになるのではないかと思います。今後、竣工する物件は大幅に増えますので、完了検査に関する継続的なウオッチが必要ではないかと思います。

また、テナントエリアの判定や完了検査につきましても、テナント確定前の申請、それから確定後の設計変更、変更申請、完了検査時の内装設計者・施工者の対応など調整を要しますので、今後、情報共有を進め、周知していく必要があると思っております。

次に、21ページになります。高い性能の住宅・建築物の供給促進に関する論点と意見です。

〇〇では、BELS表示を行う物件がまだ非常に少ない状況です。適合義務化になってから、モデル建物法申請が増え、より高い性能にチャレンジする割合が減っている状況もあると思います。

そして、②に示しますように、建築主さんにメリットが得られるような誘導基準、BELSの表示・認証、ZEB表示などのインセンティブを与えることが重要で、容積率の緩和、都市開発諸制度の要件化、助成事業の要件化などが講じられると普及が促進するのではないかと思います。

また、③のようなツールや制度整備がそのために重要と考えます。

次に、22ページになります。既存ストックの省エネ性能の向上に関する論点と意見です。

既存改修も将来的には届出制度を整備すべきと考えます。そのために、簡易計算、仕様評価などの検討、改修促進のための補助事業の充実、弾力的運用などを進めていただくとありがたく存じます。

最後、23ページになりますけれども、適判届出の運用に関する要望を記載させていただいております。

ツールにつきましては、コンバートツールを使えるようにすること、現状評価できない技術の評価できるようにしていくことなど、また、制度につきましては、マニュアル入力例や判断根拠等の情報を共有する、そして周知していくことなどを望ませていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございました。大変貴重な調査データも含めて、ご説明ありがとうございます。委員の先生方には、これに目を通しながら見ていただく時間がありませんでしたので、ぜひとも後ほどごらんになっていただきたいと思います。

それでは、続きまして、〇〇の〇〇委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【〇〇委員】 〇〇の〇〇でございます。

〇〇といたしましては、大きく分けて4つの意見がございます。

まず1番目といたしましては、住宅への適用に関しましては慎重に考えていただきたいと思いますと考えております。

理由といたしまして、適合率は現在のところ約6割という形になっています。大規模で60%、中規模で62%ということで、この数年の動きを見ると、改善傾向にはあります

けども、我々としてはまだ決して高い数字ではないと考えております。ページとしましては、3ページを参照していただければと思います。

次に、消費税が来年10月に上がるということが決定されたということを受けて、早期に適合義務化の範囲を広げてしまうと、景気に対して悪影響を及ぼすのではないかという懸念があると当協会としては考えております。

ページの4をごらんください。これは今までの消費税の値上げと、値上げ後の反動がこの表にあらわれていると思います。前々回の消費税の引き上げ、前回の引き上げ時も反動減があり、今回もおそらく適合義務化の範囲を広げないにしても多少なりともそういう現象があらわれるのではないかと考えています。これはシンクタンクのレポートでもそのようなことが書かれていると思います。

次に、規模が小さい、価格が低い物件についてのほうが適合コストが多くかかるという点でございます。

これはページの5番を見ていただくと、必ずしも大規模な物件が高額物件というわけではないとは思いますが、傾向としては小さい建物、価格が安いマンションで価格が上がる傾向にあるのではないかと考えております。

次に、2番目の意見といたしまして、非住宅（中・小規模）への適用については、工期が短いという点を十分考慮していただきたいと考えています。

ページでいいますと、7ページをごらんください。適合義務化がまだされていない状態の工程表が現在というところで記載しております。義務化後どういう形になるかといいますと、着工後、大体小規模・中規模の建物であれば、半年ぐらいでテナントが決まると思いますが、その際、建物を最初に設計した段階では、テナントはおそらく決まっていないという状況でスタートしますので、テナントが決まって、テナントの業種に合わせた形で内装設計が行われてというプロセスを踏むことになります。

そのときに、適合義務化されると、当然のようにその基準を満たさなければならないので、テナントの設計者とのやりとりが必要になると思います。店舗の設計では意匠性であるとか、その店舗の業態であるとか、いろいろなものを加味した形で設計がなされるわけですから、かなりキャッチボールに時間がかかると考えています。それで、おおむね、非常にざっくりとしたスケジュールですが、二、三カ月ぐらい余計に工期がかかってしまうということになるかと思えます。

大規模な建物であれば、工期が2年程度ありますから、十分その中で吸収できるという

可能性はあろうかと思えますけども、中規模・小規模の建物ですと、それを吸収する時間がないということが懸念されると考えております。

次に、3番目の意見でございますけども、住宅については柔軟な運用、手続の簡素化を考えていただきたいと思いますと考えております。

我々〇〇協会では、良質な住宅を提供するということを掲げて活動を行ったりしているわけですが、例えば、角の住宅等については、当然のように良質という考え方からすると開口率が大きいことが評価されると思えますが、適合を義務化されると、そういう部分が逆にそがれてしまうのではないかと思います。床暖房についても同様なことが言えるのではないかと考えております。

最後に、4番目の意見としまして、この届出制度において民間の審査機関の活用を十分考えていただきたいと思います。適合義務化の範囲が非常に広くなり、申請案件数もかなり増え、審査に手間をとってしまうと、先ほどお話ししたような工程に対する影響が出てくると考えているからです。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇の〇〇委員より発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

ページ開けていただいて、2ページ、先ほど事務局の室長からありましたように、今回この3つの論点、ボトムアップ、トップアップ、ストックについて、現状、課題、意見を集約しましたので、ご報告したいと思います。

3ページ、開けていただけますか。中小工務店での実態、その声なんですけど、意識の高い工務店さんもおられますけど、基本的に省エネに関する情報や理解、体制、計算、手続の経験等、不足しております、コストアップの問題、大きなエリア事情、外注先の確保などで課題がたくさんある工務店さんが多いと思われま。

4ページ。それに対して、お客様である建築主さんですけど、工務店さんと同様に、情報や理解、関心が不足して、その上にコストや嗜好、好みを優先しがちな傾向があるというのが出ます。

そして、集合住宅。これもオーナー様と入居者さんの意識の差もありますし、大きくはそれぞれの地域、エリアの差が大きいと。家賃、価格に転嫁しにくいことで、省エネが重視されない傾向があります。

5 ページ。将来の課題としまして、ご存じのように高性能建材など普及しております、住宅の適合率は今後上がっていくと思われます。ただ、現状ではまだまだ低くて、将来、全ての住宅に義務化されると、件数、負担の大きさにより市場の混乱が予想されるということなんです。

また、計算上、不利な計画・設備についても、住まいの豊かさの観点で考慮する必要があると思われます。

以上、6 ページ、このボトムアップの論点で、〇〇としての意見です。

当然のことながら、〇〇として新築住宅の省エネ化に向けてさまざまな活動に取り組んでいきたいと思っております。2020年時点では、住宅の義務化はただ市場への影響が甚大であるところから、まだまだ現実的には難しいものと考えられます。中小工務店での省エネへのハードルを下げられるためにも、手続、計算の一層の合理化・簡素化を引き続き進めていただきたいと思います。消費者の理解を促すために、省エネ性能の表示や説明、マーケットメカニズム、〇〇としてもそれに取り組んでいきたいと考えております。

7 ページですね。先ほどありましたように、今月、消費税率引き上げの意思表示がありましたけれども、この審議会と並行して増税影響の緩和対策をご検討いただきたいと思いますというのが要望でございます。

ボトムアップについては以上です。

8 ページ、トップアップです。今ありますトップランナー制度、現状の基準をベンチマークに設定する事業者は多く、2020年にはコストアップを伴う仕様変更が必要と考えております。

ただ、価格相場の低いエリアではコストに転嫁できず、達成できない場合があります。国への報告のために、現時点でも大きな事務負担が発生していると思われます。

9 ページです。それに対して、注文戸建て住宅ですけど、基準適合へのハードルはそこまで高くはないと考えていますし、住宅供給側でも省エネ水準を一定程度、備えることができると思われます。

ただ一方、分譲戸建てよりも仕様バリエーションが多くなるために、事務作業がより煩雑になると考えられ、それが大きいと考えられます。

10 ページ。同じように賃貸集合住宅ですけど、注文戸建てと同様、施工者側のコントロールが困難な面があり、特にオーナーみずからが住まないためにコストダウン傾向が高いと言えます。賃貸事業の特性上、エアコンや照明を設置しない場合もあり、エリアによ

って基準の達成が困難と思われま。家賃転嫁も難しく、事業的にはなかなか取り組みづらいうことが言えます。

11ページ。2030年目標に向けて、ボトムアップ以外にも高いレベルの取り組みが必要と考えております。ZEHやLCCM、設備・建材の性能向上や価格の低廉化に貢献してきますけど、まだまだ支援措置がなければ推進にブレーキがかかると思われま。

12ページ。〇〇としましても、省エネを推進してまいりますので、国の優遇的施策をあわせて検討いただければと考えま。

最後はストックですけど、14ページ。既存の優遇措置については部分的改修や段階的改修でも活用しやすい弾力的運用が必要と考えま。断熱性能と健康の関係を踏まえ、光熱費や環境貢献以外のメリットをもっとアピールできるように、〇〇としても活動していきたいと考えております。

以降の詳細資料については割愛させていただきます。

発表は以上です。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇の〇〇委員から、ご発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇の〇〇でございます。それでは、資料3-4でご説明しま。

まず、1ページ目をお開きください。まず、共通課題としまして、省エネ性能に対する共通課題、理解とモチベーションを高める働きかけが必要ということを考えております。

省エネ性能向上というのは社会的要請ですので、〇〇としても積極的に協力していく方針であります。さらなる省エネの推進のためには、建築設計の事業者である建築士事務所の実態や一般消費者のニーズ、建築生産システムの実態等を踏まえた実現性の高い施策が求められるものと考えま。

既に大規模建築での省エネ性能基準への適合義務化が実施され、1年半が経過しましたが、今後さらに義務化を進める際に配慮が求められている課題等についてご説明しま。

共通的な課題としては、中小規模建築物や住宅の建築主、所有者の多くを占める一般消費者に対して、省エネに対する理解を深め、モチベーションを高めていただくためにどのような工夫を凝らすかという点がポイントになるろうかと思いま。

まず1つ目は、省エネにはコストに見合う価値があるということ。つまり省エネが住環境向上に寄与することをうまくアピールすることだと考えま。前回の部会でもご説明がありましたように、省エネにより年間光熱費が低減する経済効果や、また良好な温熱環境

での生活が血圧を下げるといった健康増進効果など、エビデンスに基づいて省エネの効果
を広くアピールすることが重要と考えます。

建築事務所は、日常の業務を通じて一般消費者と接する場面が多ございますので、上記
の効果などを折に触れお客様に情報提供するよう、〇〇の会員に発信してまいりたいと考
えます。

2つ目は、地域性です。省エネと一言と言っても、北海道と沖縄ではその意味も手法も
全く異なります。前者では暖房エネルギーの低減が主となるでしょうし、温暖地域では冷
房エネルギーの抑制がテーマとなります。地域性を踏まえた啓発活動や制度設計が必要に
なると思います。

次の2ページ目をお開きください。まず、カテゴリーごとに課題を考えてまいります。

まず、小規模建築物・住宅の課題としましては、小規模建築物の確認申請における構造
関係規定と同様に、建築士が関与した場合は省エネ基準に適合しているとみなすという方
法が制度として考えられます。ただし、その場合の課題としては、省エネ計算結果を公的
にチェック・確認するシステムがございませんので、全ての責任が設計者である建築士の
能力にかかってまいります。設計監理業務の品質を高め、維持するための施策が必要とな
ります。

具体的には、省エネに関する技術講習会の積極的な開催や、各種省エネ技術の設計標準
図の整備などが考えられます。

また、現在は努力義務にとどまり、アウトプット不要となっているこれらのジャンルの
建築物・住宅については、より正確に現状を把握する必要があると考えます。ただし、中
規模建築物や大規模住宅等に課せられている届出制度をそのまま小規模建築物・住宅の事
業者に課するのは負担が大きいため、より簡便な仕組みの創設、より簡便な届出・報告と
いった制度の創設が求められると考えます。

次、3ページのほうでは、中規模建築物の適合義務化における現状と課題でございます。
このカテゴリーの建築物は、平成29年度には既に適合率は9割を超えております。その
ため、義務化しても省エネの効果は、逆に言うともあまり大きくないと考えられます。

一方、これらの規模の建築物の設計を行っている事務所、建築士事務所の規模は、〇〇
の調査によれば数人以下の建築士事務所が圧倒的多数を占めております。小規模建築・住
宅と同様、省エネ技術力の底上げという働きかけが重要になると思われまます。

このような事務所では、設備部門を抱えているところは少数派でございまして、多くは

省エネ計算は外注することになっていると思われます。外注や申請料の費用負担や業務期間の長期化などが課題となります。発注者・建築主の理解が必要ですし、費用負担軽減のための補助金制度の拡充なども求められるところではございます。また、着工後の設計変更に伴う省エネ計算のやり直し、申請の出し直しなどの負担も無視できないところがございます。

これらの課題への対応として、補助金制度の充実などを強く求めてまいりたいと思います。

それから、4 ページ目です。大規模住宅の適合義務化における現状と課題ということで、まず、現状は適合率が低い。29年度は60%ということですので、逆に考えれば、このカテゴリーの省エネというのは環境向上に対する効果は高いということになります。

さらに、このカテゴリーの事業者の多くが大手でございますので、中小事業者よりも新しい制度への対応能力は高いのではないかと期待されます。

また、省エネ基準適合のための技術というのは特殊なものではなくて、技術的な対応は容易であると考えられますが、しかしながら、省エネのための追加コストが販売価格にはね返りますので、省エネ技術のさらなるコストダウンが求められるところがございます。

最後に、既存ストックの省エネ性能向上の課題について、簡単に述べたいと思います。

まず、課題としては、一般消費者である個人所有者にとっては、省エネ改修費用の負担が大変大きいということです。これに関しましては、我々建築士を含めて専門家の介在による中古住宅市場の適正な活性化の推進、そのためには重説項目・インスペクション項目に省エネ性能を盛り込むなどのリセール・バリューの見える化が必要になると考えます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇の〇〇委員より、発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 資料3-5をごらんください。

私たち〇〇は、国交省から委託を受けて、300平米未満の住宅の省エネ設計の性能実態の調査というものと、これを連合会と、計算を〇〇で行い、そして意識調査は連合会で実施いたしました。

調査は、15の都市で2017年度の確認申請物件の概要書から2分の1の5,000件を悉皆調査しております。11の単位士会から調査フォロワーを5名から10名、合計1

54名の動員をかけて、物件数が多い事業者には訪問して回収、無回答者には電話で連絡回答、121事業者で2,949件の回答を得て、これは全体の6割になっております。さらに終了後、11士会で回答者とフォロー調査員に本音ヒアリングを国交省と共同で行いました。その結果をご報告します。

2ページの最下段をごらんください。その結果、合計で978事業者で89.1%の回収。調査票4,377通で、事業者向けの省エネ意識調査は814通の回答を得ました。

次に、3ページから内容をご説明します。

この調査の結果、適合率は67.5%でしたが、ここではなぜ適合できないかの分析を行いました。

次の4と5ページに内容分析のまとめを書いていますので、そこでご説明します。

6ページ以降の資料は、まとめの根拠となる分析のページを右に書いてありますので、参照しながらごらんください。

4ページ、まとめの1、調査から見えてきた課題。

1として、習熟度について。調査から、習熟度は17.6%と不十分であり、義務化への適合環境は未成熟であると思います。設計で省エネ性能を高めても、施工不良で十分な性能が出ない場合も多いということです。

2、多様性について。地域の風土性、経済性、歴史性などから、住宅に関しては建築主が個人であることなどから、多様なニーズ、価値観、デザインが存在し、一律な基準とその義務化に対しては無理があるということがわかってきました。多様性の例は、ごらんください。

次に、91%と多くを占めるハウスメーカー、地元ビルダーなどは、住宅を標準化した一律の商品として扱っています。これに対して、9%の設計者への意識調査では、34%が反対。ヒアリングでも反対が多いということです。

設計者側が省エネ性能を高めるために窓を小さくするなど、窓の開口率の平均は8.45%です。本来の設計意図に反する行為がされていると考えます。

3として、建築主へコスト等の同意を得る必要があります。一般市民や建築主の同意が50%以上得られていないという状況です。特に省エネ基準のための87万円のコスト上昇について、建築主の同意が得られていないと。

次に、若者の住宅取得可能性、アフォーダビリティから、賃貸住宅の家賃以下、3万円以下でローンを組む等の建築主側のニーズがあり、大変厳しい状況、現状です。誰一人

取り残さないというSDGsの精神をどう反映・尊重できるかが課題と思います。

4として、行政手続について。行政手続の簡素化から、短い期間での希望は多いですが、本来の省エネを理解せず、確認を通すためだけに手段化するおそれもあります。仕様基準の習熟度は18.2%です。

5として、共同賃貸・非住宅への対応。共同賃貸の達成率が異常に高いので、界床・界壁などの計算手法の再検討をお願いしたいと思います。住居の併用商業、共同賃貸、非住宅などは、省エネよりテナント賃貸料の関心が高いと言われております。

5ページ、まとめの2、今後の進め方についてです。小規模の住宅・建築物については、すぐに一様に義務化するのは難しいところ、緩やかに段階的な方法を開発・検討するといったやわらかな方向性が必要と考えています。

段階的な方法についての考えをご説明します。

1として、国民の理解と設計者の説明義務。省エネ性能に対して素人である建築主に対し、設計者から説明責任があるとして、国民の理解を求めることが必要です。すべての住宅の建築主に省エネ性と同様に風土、耐久性、ライフスタイルなどに関する設計者の多様な考えを理解していただくことが必要です。

設計者の習熟度について。設計者の習熟度を上げることは段階的措置でも重要で、設計者が住宅に省エネ性能を備えることで、快適さとエネルギーコストの削減が可能なことを理解する必要があります。

省エネコストと行政支援措置ですが、共同賃貸の家賃相当で購入できる、若者のアフォーダブル住宅を主に提供する事業者などに対して、省エネのためのコストアップと消費税アップがダブルパンチとなっています。公的財政措置など、慎重な検討が必要です。

4、地域固有の通風・コミュニティー連携など、多様な環境配慮について。温暖地域から蒸暑地域までの通風や近隣コミュニティーとの連携など、外部・内部の連続性、広窓などの地域の多様な環境特性を理解し、それらへの配慮を評価していただきたい。

最後に、共同賃貸・非住宅の省エネ性能の誘導について。共同賃貸の界床・天井・界壁の補正值など、計算方法の再検討をお願いしたい。非住宅等のテナント床に対しても、エネルギーコストのメリットの強調が必要と考えます。

以上で発表を終わります。

【部会長】 ありがとうございました。膨大な調査に基づくご意見、ありがとうございます。

それでは、続きまして、〇〇の〇〇委員より、発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 資料の3-6をごらんください。

1枚めくっていただいて、説明書きがあります。このたびの義務化につきましては、大規模建築についてはおおむね前向きな意見です。ご存じのとおり、〇〇は特に規模の小さな事務所の割合が多い設計事務所の組織ですので、300平米未満の住宅についての義務化につきまして調査いたしました。

ただ、〇〇の中でも賛否両論でございまして、会員全体の統一意見が出そろっておりません。ですので、本日はその会員有志からの意見を生のままご紹介させていただきたいと思っております。

左下のページ、2ページをごらんください。〇〇の環境にかかわる活動につきまして、ここで列記しておりますが、環境建築賞、あるいはシンポジウム開催ということなどについて、省エネにつきましては、環境に対する意識レベルの比較的高い個人の集団だということをお聞きいただければと思います。

ページめくっていただきまして、3ページをごらんください。最初は北海道、東北、北陸の北のほうからの意見です。

義務化には肯定的ですけれども、一部基準を見直してほしいという要望が出ております。要望の大きな1つとして、基準に達しなくても建築表現の幅広い建築はつくれるということをシミュレーションなどで示して、外皮と一次エネルギーへの数値規制を見直してほしいという意見です。

また、ソフトに関しては複数の計算ソフトを認めていただきたい。さらに、省エネ促進のための地域性を加味した製品開発、特に壁面設置用のPV開発などはなかなかメーカーがついてきませんので、国から指導していただきたいという意見も出ております。

また、最後の行にも、義務化が実施された場合、想定外の問題が出てきた際には制度を見直す時期をあらかじめ設定していただきたいという声も出ました。

4ページをごらんください。次に、関東・甲信越ですけれども、義務化に肯定的な意見が多ございました。基準自体をより高度化するべきというような意見まで出ております。

2050年にCO₂排出ゼロを目指すということでは、現行の基準ではまだ不十分だという推進がいる一方で、議論が尽くされていない、行うべき準備が多数あるという理由で、2020年の実施時期に反対するという意見派も混在しております。

慎重派の方々も、外皮と一次エネルギーのみの一律の義務化ではなくて、複数のメニュー

一を準備して、設計の多様性を十分確保した上での義務化であれば納得したいと言っております。ですから、賛成と反対がわりと似たような意見に収束する可能性があります。

竣工後のエネルギー消費量の実績値こそ重要と訴えている方もいます。

5ページをごらんください。東海と近畿では、義務化に肯定的、あるいは推進派もおりますが、基準をより柔軟にすべき、やわらかくという意見も混在しております。

その1つは、地域ごとの特例をつくってほしいと。特例をつくるべき地域は多くて、膨大な作業が必要ですが、その作業は全く進んでいないというのが実状であって、住宅のさまざまな価値を評価できるような仕組み、地方行政庁の裁量範囲を広げることを必要としています。

また、少数の事務所で制度変更に対応していくのは大変でありまして、制度変更に伴う業務量増加に対しての業務報酬の検討、これも並べて実施していただきたいという強い意見が、これはこの地方だけではなくて、ほかの地方からも要望が出ております。

6ページをごらんください。中国・四国地方、義務化に関して消極的です。基準自体にも疑問が投げかけられております。

その意見の本幹としては、省エネ法というのは本来、日本の多様な地域性と地域ポテンシャルを生かす良質な省エネルギー建築を生み出す存在であるべきというような論点にあります。

基準についての意見では、断熱強化重視で、安易な閉鎖型住環境になりがちな状況に対しまして、なかなか積極的な気持ちになれないという意見が出ております。

7ページをごらんください。九州地方です。義務化には反対という意見が多く、柔軟な基準としてほしいと。エネルギー消費量を予測計算して、少なければ外皮性能が基準以下でも多様な設計手法を認める仕組みの必要性を感じているということです。

8ページをごらんください。沖縄では、外皮規定などの基準自体に問題があって、現行の基準のままでは義務化に反対するという意見です。

これは、皆様のご指摘のことですが、沖縄では断熱材の強化が省エネに結びつかないということでは、基準に従ってしまいますと窓が小さく通風がない住宅になる。それが問題であると。今まで沖縄では平面計画での工夫で自然通風をとりながら、日射制御を行ってきたという歴史がありますので、それを尊重していただきたい。

別の意見としまして、沖縄はRCが主体でございました。ほとんどの建築がRCでできておりましたが、最近、基準数値の重視風潮のせいとも……、100%はそうではないの

かもしれませんが、近年、本土から入ってきた木造住宅が多く建っています。その強風での木造の屋根が飛ばされるというような事故も起きているという指摘がありました。

最後、時間がございませんので、9ページ、最後のページを見ていただきまして、〇〇は、地球環境負荷低減のための省エネは必須であると、義務化については賛否両論、時期についての意見が違います。それから、画一的な設計を助長して多様性を封じることがはしたくない。地域性も評価していただきたいというような、行政庁の裁量範囲を増やすということを希望しております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。多様な意見のご紹介と要点の提示、ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、〇〇の〇〇委員から、ご発表をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇、〇〇でございます。

2ページから参りまして、私ども、全国53県連・組合で62万人組合員がおりますけれども、そのうち12万5,000人が大工でございます。多くは戸建て300平米未満、あるいは年間着工戸数が4戸以下、こういった事業所が大半かと思っておりますので、その適合率は、省エネ基準が約39%、誘導基準が27%、これがおおむねの数字だろうと考えております。

特に、町場で省エネ基準に適合する住宅着工が進まない幾つかの理由の中で特に一番下段の温暖地、海沿い、多雨地域などでは、断熱よりも通気が建物にいいと考えている向きが非常に多いということでございます。

2番につきましては、今後のメリットの宣伝ということになりますけれども、断熱をして密閉にするということは、温度調整がしやすいということであれば、高齢化して温度変化に弱い方についてはいい傾向があるということぐらいの素直な表現がいいのではないかと思っております。

3ページに参りまして、現状で一般住宅に省エネ適合義務化を課す場合の問題点ということで、幾つかまとめております。

まず1つ目、伝統木造については省エネ基準への適合が難しく、配慮が必要である。とにかく構造上通風が基本になっておりますので、そこをふさぐということは、施工上なかなか難しいということがございます。

②でございますが、設計図書どおりに省エネ基準に適合する住宅が建設されることを担

保する仕組み、いわゆる施工側の問題になりますけども、これが1つの問題。

3つ目は、厳密な外皮計算をしても、暮らし方次第では効果が曖昧とするならば、むしろ計算の簡易化を幅広く図って、推進を図ったほうが現実的ではないか。

④は、気候・地域に根差した住宅とするための設計の自由度を確保する観点、ユーザー等が不要とするという場合に、義務化することで消費者からの反発があるのではないか。

5つ目でございますけども、義務化しますと、当然、断熱材、サッシ、ガラス等の材料の供給不足が生じるだろう。住宅がつかれなくなることの懸念がございます。

6つ目でございます。とにかく中小零細工務店は、省エネ基準や施工にまだなれていない傾向がございます。としますと、確認機関がその対応に追われる、そういう審査対応の遅れが建築危機を招くのではないか、そういう不安がございます。

4つ目、規制を考える上では、とにかく基準適合を促していくことはよいことではございますけども、なれていない中小工務店が多いなかで、いきなり着工禁止ではなくて、段階を踏んだ対応をお願いしたい。

最後の3行でございますが、消費者にとっても選択の余地のない省エネ施工のためのコストアップ、あるいは消費税の増税など、負担が一律に課されることについて、これに伴い消費不況が起こされる懸念があります。特に末端の労働者としてはここをもっとも懸念しているところでございます。

5番目、断熱施工の現状については先ほど出ておりましたが、特に②、実際の建設現場では、気流留め、あるいはすき間のない断熱材の充填等の施工は容易ではございません。教科書どおりに施工されている現場は少ないと言えます。ここでは書いてございませんが、既存住宅においてはなおさらでございます。新築よりも施工は難しいと言われております。

6番目、そういった意味では、断熱施工の講習会の継続が是が非でも必要でもございませし、最近は〇〇の組合員も大規模ゼネコン等々の従業員も大変増えておりまして、こういう講習会は必須かと思っております。

7番目は、基準に適合するためにはどういう施策が必要かということでございますけれども、当然、①は消費者側から工務店にぜひ断熱で建ててほしいという声を上げていただくための対策、②ですけれども、木造とか断熱に詳しい専門家がほんとうに少ない。我々がいろんな講習会に大学の先生等を招こうと思うんですけども、木造に通じた方が非常に少ないというのを感じております。そういった意味では、教育現場において木造あるいは断

熱に関する履修科目を増やす措置が将来的には必要じゃないかなと思っております。

終わりにですが、確かに建物が建った後に、住み方によっていろいろ一次エネルギー消費の違いは出てくるわけですが、そもそも建物を建てる段階で木造を使うということについては、CO₂削減に大きな効果があると思っておりますので、将来的には評価として加味すべきと思っております。

以上でございます。

【部会長】 発表ありがとうございました。これで7団体からの発表をしていただいたこととなります。

この後、事務局から追加分析のご説明がある予定なのですが、その前に、〇〇委員が所用のために中座されるとあらかじめ伺っておりますので、今、事務局からの一番最初の説明と具体的な論点、それから各団体の発表内容に関して、〇〇委員からご意見があれば伺いたいと思います。

【〇〇委員】 あります。

【部会長】 よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 申しわけございません。国交省から配付されている資料2の3ページの「セグメントごとの特性や」というところを見ながら発言させていただきたいと思います。

地球温暖化やエネルギーセキュリティから考えると、建築物の省エネルギーを推進することは非常に重要だと考えています。

その中で、規制的措置をどうするかということが論点なわけですが、私は規制は最終的な手段で、できれば行政コストは最小化して、マーケットに任せていくという方法が重要ではないかと思えます。その意味で、エネルギー基本計画にも「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら」と書かれているんだと思えます。

住宅については、現在、守られている率が60%程度ですから、これを今、規制で行って、残りの4割を従わせようというのは、かなり無理があるのではないかと思います。

ただ、そうすると省エネルギーやエネルギー効率の向上は望めないで、どうやっていくかと。これはやはりトップを上げていくという姿勢が非常に重要だと考えます。

2017年にゼロエネルギーハウス、4万2,000棟建設されておりますし、トップランナーの住宅は5万棟ございます。戸建て約40万棟の既に2割弱ぐらいを占めていますので、断熱材が手に入らないとか、よいサッシが少ないという状態はだんだん解決されているのではないかと思います。消費者がこれらの価値がわかれば、悪いものは買わない、

購入しない、建てない、こういうふうな方向に行くのが望ましいのではないかと思います。

一方で、非住宅建築物の中規模建築物と書かれた、300平米から2,000平米の部分ですけれども、ここは数は1万4,144棟あります。上の適合義務が行われた3,000棟に比べると、約4倍以上。省エネ効果は半分ぐらいしか実は総量でないんですけれども、9割以上守れているということから、この部分は規制措置を行っていく必要があると思います。

どうして必要かというと、設計図書に附属する省エネルギー計算書が残っていくということです。これによって、設計のときどういうものを選んだか、どういう省エネ計算をしたかというのがわかりますから、その後、運用で減らしていくためには、このデータというのは極めて貴重であろうと思います。

ただ、〇〇委員からご発言ありましたけれども、2,000平米以上の非住宅建築物は年3,000棟近く建っているわけですけれども、BELSをもらっているのはわずか1,000棟しかない。要はほとんどが適合すればよいというところでとまっていますので、さらにBELSの上位を表彰するとか、あるいはZEBを建てるということに対してインセンティブがあれば、表示によって進んでいくのではないかと思います。

最後に、既存でございますけど、これは非常にやはり難しく、新築されているのはストックに対して住宅では1年間に延べ床面積が1.5%、民間の非住宅は1.3%しかありませんから、ストック対策をしなければ省エネ建築を選んでもらえないというジレンマがあります。

これに対してはラベル化は非常に難しいんですけれども、5段階とか6段階程度の少しコンセンサスがとれるような簡易なラベル化から始めていくとよい。燃費あるいは家電トップランナー、日本人は大好きなんですけど、車の燃費も大好きなんですけど、どうして住宅や建築だけこんなに省エネなものを皆さん嫌がるのか、ちょっと不思議でして、やはり表示をきちんとしていくということが大切で、そのためのスタディーを行っていくべきではないかと思います。

ちょっと先に中座させていただくので、意見だけ述べさせていただきました。ありがとうございます。

【部会長】 明快なご意見、ありがとうございます。

それでは、次のご説明になりますけれども、事務局から前回会議の主な指摘事項を踏まえた追加分析について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料4をごらんください。続きまして、先日の第1回の審議会におけるご指摘を踏まえまして、新たに幾つか資料を作成してございますので、ご説明させていただきます。

資料4、1ページ目をごらんください。3つの指摘について、本日、追加的に資料をご用意させていただいております。

2ページ目をごらんください。まず1つ目でございます。パリ協定を踏まえまして地球温暖化対策の目標達成に関し、住宅建築物分野の寄与度に関してのご説明をさせていただきます。

2030年度におけますCO₂排出量の削減率は、業務その他部門でマイナス40%、家庭部門でマイナス39%となっております。これは前回の資料でご説明させていただいております。これは、電源構成の見直し効果、すなわち2030年度におきまして、原子力発電が20から22%、再生エネルギーが22から24%と電源構成が変わることによりまして、CO₂が削減されるという効果も含まれておりまして、最終エネルギー消費量で見た場合には、業務その他部門はマイナス14%、家庭部門でマイナス27%となっております。

業務その他部門は電力への依存度が大きいことに対しまして、家庭部門では、給湯に代表されますようなガスへの依存度も大きく、電源構成の影響を受けにくいという結果になっているかと思っております。

この最終エネルギー消費量でございますが、2030年度の最終エネルギー消費量は、一定の経済成長や人口・世帯動向などを見込んだ無対策ケース、すなわち何も対策をしない自然体では、原油換算で3億7,700万キロリットルとなっております。右側の表の377となつてるところでございます。この3億7,700万キロリットルとなるところ、対策を講じまして、5,030万キロリットルの削減を行うということになっております。

その結果、最終エネルギー消費量は、真ん中の表のようになりまして、CO₂の排出量が一番左のようになるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目をごらんください。先ほど述べましたとおり、徹底した省エネ対策を講ずることで、原油換算で5,030万キロリットルの削減を行うこととなっておりますが、これを4つの分野それぞれにおける削減量、さらには業務その他部門、家庭部門におけます住宅・建築物分野における削減量をお示したものでございます。

新築建築物における取り組みによるものが6.6%、建築物の省エネ改修によるものが0.

8%、新築住宅における取り組みによりますものが6.2%、住宅の省エネ改修——ここでは断熱改修ということになってございますが——によるものが0.8%となっております。住宅・建築物分野全体では、5,030万キロリットルに対して14.4%を占めているということになってございます。

なお、新築における取り組みの中では、基準適合の義務化、すなわちボトムアップによる効果と、高い省エネルギー性能のものの供給、すなわちトップアップによる効果、いずれも含まれたものとなっております。

また、改修につきましては、例えば住宅については、外壁の改修、断熱改修などを伴うものをカウントしておりますので、設備機器のみの交換ですとか、一般的に言います高性能設備機器への交換につきましては別でカウントされていますことにご留意いただければと思います。

続きまして、4ページで、共同住宅の省エネ基準適合率に関する追加資料をご説明させていただきます。

共同住宅の省エネ基準適合の考え方でございますが、前回もご説明いたしましたように、全住戸が省エネ基準に適合している場合に、住棟として省エネ基準に適合しているという判断をしてございます。現在、大規模建築物に講じております基準適合義務や中規模建築物などに講じております届出制度によりまして、着工禁止や指示・命令などの措置を講ずることから考えましても、また、住棟全体で建築確認をとることからも、住棟単位での制度設計となっているものでございます。

これをもとに、前回の審議会では大規模住宅セグメントの基準適合率が60%、中規模住宅セグメントの基準適合率が62%、これはいずれも平成29年の数字となっておりますが、報告させていただいております。仮にこれを住戸単位で見た場合、これは例えばエネルギー消費量の議論をする場合などには、むしろこちらのほうが適切かと思われませんが、当然ながら適合率は上昇することとなります。

5ページをごらんください。この不適合物件を概観いたしましたところ、角住戸のみが不適合といった物件、すなわちほとんどの住戸が適合しているのに住棟単位では基準不適合となっているというものはそれほど多くはなく、むしろほとんどの住宅、全ての住宅が不適合といった物件も案外多く、住戸単位で見た場合の適合率は、大規模、中規模いずれも75%程度となっております。

6ページ目をごらんください。先ほど〇〇の〇〇委員のプレゼンテーションにもあった

ものでございますが、〇〇が実施いたしました建築士事務所に対する意識調査となります。これは先ほどのご説明にもございましたように、単なるアンケート調査にとどめず、単位会・建築士会に尽力いただき、電話ですとか訪問による依頼を行いまして、この意識調査アンケートにつきましては回答率が84%と、かなり高い水準に達する調査となっております。

アンケートの母集団は、実際に300平米未満の住宅設計を行っている建築士事務所ということになっておりますので、おおむね省エネ設計の実態をあらわしたものではないかと考えております。

7ページ、8ページ目をごらんください。一次エネルギー消費量、外皮性能それぞれについて聞いておりますが、いずれも習熟しているものの割合はおおむね半分程度となっております。

これは、先日の審議会でお示しいたしましたリビングアメニティ協会のインターネット調査結果とおおむね同じ傾向ではないかと考えております。

また、8ページ目に入りますが、省エネ基準適合義務化に反対する方につきましては、そこがございますように個人の住まい方に依存し、画一的な規制にはなじまない、建築コストの増加について建築主の理解が得られないといったような理由が挙げられております。

以上、資料4に基づきまして、追加的に整理いたしました資料についてご説明させていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局より説明のあった具体的論点に沿って意見交換を行いたいと思います。また、あわせて各委員・団体からの発表内容の質疑もお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

前回と同じように、ご発言される方は名札を立てていただけたらと思いますので、順次、なるべく多くの委員の方からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、〇〇委員からよろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。意見を述べさせていただきますと思います。

各協会・団体からのとてもわかりやすい資料、ありがとうございました。いろいろとお話をお聞きした上で、パリ協定をはじめとするさまざまな目標達成のためには、オールジャパンでやはり取り組む必要があるんだということを再認識いたしました。

いろいろな資料の中で出てくる言葉の中に、住宅の事業者さん、デベロッパーさん、工

務店さんなどがあります。それ以外に一般の消費者である住まい手をどうやって巻き込むかということが大変重要だと思いました。

特に小規模セグメントに対しては、評価・確認手続のプロセスを簡易化・簡素化することが絶対的に必要であると私も感じた次第でございます。

特にまた〇〇さんのご説明にもありましたが、プロの資格者である建築士が率先して、また責任を持って、あまり省エネについて技術的なことが正しく理解されていないかもしれない住まい手の方々に対して、正しい省エネ住宅や省エネ建築を提供していく仕組みをつくっていくというのはとてもよいことであると思いました。

また、住宅のトップランナー基準についてのご説明がございましたけれども、いろいろと課題はありますが、やはり建売り戸建て住宅に限らず、注文住宅であるとか賃貸アパートまで範疇を広げるということがとても重要であろうと思います。

ただ、一方で、〇〇さんの資料にもありましたが、ユーザーが大変気に入っているさまざまな技術があつて、それには省エネルギーの観点以外に、コベネフィットである快適性とか健康性にすぐれた、例えば床暖房のようなものがあります。そういった技術が省エネの基準に達しないからといって無作為にはじかれることのないように、ぜひ慎重に進めていただきたいと思います。

最後に、今回の論点から外れるかもしれませんが、戸建て住宅や集合住宅に関して、躯体や備えられている設備のほかに、電気自動車EVによるV2Hに関する技術が、どんどん進化しています。将来的に建物群であるとか面的なエネルギーの利用とかそういった議論をする上で、EVであるとかオフサイトのPVとかそういったことも念頭に置いて議論を進めていただきたいなと感じた次第です。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。最後に言われたことも大変重要なことと思いますが、最初におっしゃられた建築主、住まい手の意識開発が非常に重要であるという点について、実は本日、〇〇委員がご欠席なのですけれども、その点に関して事前にご意見をいただいていると伺っておりますので、事務局からその〇〇委員のご意見について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、〇〇委員からいただいておりますご意見について発表させていただきます。住宅に関するご意見でございます。

「省エネ住宅を増やしていくことは大変重要なことと思いますが、戸建てなどの小規模

住宅にも該当させるには、助走期間が必要と考えます。

省エネに関しましては、国民の認識が徐々に高まりつつありますが、住宅までの認識はまだまだ薄いように思います。それは、家電製品のように買いかえたりできないことと、住宅の省エネの数値が見えないこともあります。

EDGs 12.8に、ライフスタイルに関する情報と知識を持つようにするとあります。2030年までに多くの国民が省エネ住宅の情報と知識を持ち、徐々に意識変化を伴い、行動に移していくことが大切です。

そのためには、省エネ住宅に関する情報と知識を広く伝えていく必要があります。マンションなどの大規模新築住宅では、販売の際にPRすることは可能で、購入対象外の人にも情報が届きやすいとは思いますが、設計、建築、販売のさまざまな事業者だけでなく、住宅の省エネに関する情報をより広く発信して、国民の認識に変化を与える作戦が必要と思います。

ただし、省エネ住宅の窓の小さい気密性のみを追求するのではなく、風通しのよい日本住宅のよさも失わないことを大切にしたいと思います」。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。今回の論点だけではなく、これから国土交通省としていろいろ進めていただくということに関してのご意見もあったかと思えます。ありがとうございます。

私は全く仕組んだわけではないんですけども、最初に〇〇委員からこういうお話が出たので、意見のご紹介、スムーズにさせていただくことができました。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、ご発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 貴重な調査資料をありがとうございました。おかげで、義務化というキーワードを考えると、やはり大変厳しい状況の人たちもいるということがわかりました。省エネについて、頑張れる人はどんどん頑張るべきだと私も思っていますけれど、やはりすべてに対して義務化というのは、どういう義務化をするかということも含めて慎重にやるべきと、改めて感じたところであります。

その中で、幾つか気になったことについて少し発言させていただきたいと思えます。

まず、前回も発言させていただきましたが、既存の対策が難しいからといって、既存の優先順位を下げるというのは、やはり納得できない。新築を厳しくすると同時に、既存も

対策を何らか打つというのがやっぱり一番説明としてもわかりやすいし、それでこそ効果も大きいし、国民全体の居住環境のレベルも上がっていくんだと思うので、そこはぜひ考えてほしいと思っています。

その中で、表示というのが私も重要になるかなと感じているところであります。特に、新築住宅の表示については、過去にも模索してきましたけど、なかなか省エネに関しては普及していないことは承知しています。しかしその中でも努力する価値はあると思います。新築の省エネ性能が高いということを表示するだけでなく、既存も頑張って改修すると価値が高くなるということを住まい手に理解してもらえそうな表示方法などがうまくいけば、省エネで競争が起きるようになり、既存も少し動くのではないかと感じました。

もう一つは、現在の一次エネルギー消費量算定プログラムに基づいた省エネの計算法についての理解なんですけれど、この計算に基づいて高い性能を示す住宅が「省エネな住宅」と説明するのは、少し気をつけたほうがいいんじゃないかと思っています。これは住宅の燃費の設計値を示しているのであって、ほんとうの省エネかどうかは住まい方によるのだと思います。だからそういう住宅をつくったとしても、住まい方もセットなんですよというふうに説明をつけてあげないと、間違っ理解されるのかなと思っています。燃費だと理解していれば、運転方法が悪ければそれだけガソリン代はかかるというのは多分多くの方に理解されているので、同じように、住まい方次第で省エネになる住宅ですよという説明が重要かと思っています。省エネな住まい方を我慢せずにできる家なんですよとかいったことを意識づけるほうが、このプログラムに従った住宅の性能を広く理解させるためには大事ですし、何より住まい方が省エネに影響するということをもっと意識づけていくほうがいいかなと思っています。

最後に、トップランナー基準のことです。トップランナー基準も含めて新築にいろいろな目標を掲げて全体の省エネ性能を高めていこうというのはわからなくはないんですが、どこまで高めていくんでしょうというのが今回気になりました。トップランナー制度は5年に1回目標を見直すという形になってはいますが、何となく5年に1回目標値を上げていくという制度に思われているんですけど、住宅でそんなに継続的に省エネ性能があがっていくということが可能でしょうか。また、一部の新築住宅にそのような目標を掲げても全体から見てどれほど効果があるのかとか、説明ができるような目標値の上げ方なのかという観点で、もうちょっと慎重になるべきだと思います。新築住宅の省エネ性能が今かなり高水準になって来ているというのであれば、例えば今後10年今のままの目標値でもいい

んじゃないかとか、そういうみんなが理解しやすい相場感、義務化のレベルや目標値というのを議論すべきかなと、トップランナー制度にかかわったことがある者として感じた次第です。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員、ご発言をお願いします。

【〇〇委員】 私は行政学の立場なので、少し大きい意見になります。今までのご発言されている方とも共通と思いますが、全体として、国が旗を振って建築物の省エネ性を高めていくということは、日本の住宅産業の国際競争力を高めていくという観点からも、私は非常に重要なことだと思っています。これは産業政策の1つとして、ぜひ進めていってほしいと思います。

ただし、建築物の多様性ですとか魅力を損なっては意味がありません。守ることだけが自己目的化した義務措置となったり、実効性の乏しい形式化したものとして実施されても意味がありません。全体としてどうやってバランスとっていくかが、肝要だと思います。日本の国際競争力を高めていくという意味では、トップランナー方式で新築の建築物に1つ力点を置いて進めてきたことは、政策的には私は正しい方法だったと思います。

これを大前提に、私がお伺いしたいのは、次の二つです。第一に、省エネ計算の簡素化と、事務手続の合理化は、規模の大小を問わずに必要なことです。これに関して、今回、幾つかのアイデアがさらに出てきました。しかし、本音で言うと、省エネの計算の簡素化というのは果たしてその本質を失わない程度でどこまで可能なのでしょうか。また、事務手続の合理化につきましては、一方で施工を十分監督してくれと、担保してくれという意見もありましたので、ここら辺の手続の合理化が、ほんとうのところ、どのくらい可能なのでしょうか。団体側の意見や行政側の言い分をお聞きしたいというのが1つです。

それからもう一つです。小規模セグメントを例外化していく根拠資料が、本日、示されました。これはよくできていると思いますが、例えば資料2の5ページのところで、基準適合のための追加コストの総建設費に占める割合や回収期間が記されています。どこまで信憑性があるかはともかくとして、一定の目安として、私は意味があると思います。これを前提にお伺いしたいのは、この数字が、縮小傾向にあるのか、ほぼ固定なのかということです。今後、市場が整備されていくにつれて、格差が縮小していくという前提で議論をするのと、基本的に変わらないという前提で議論するのでは、対応の仕方が根本的に異

なると思います。

また、建築物の大小とある程度オーバーラップするのですが、建築業者の大小規模についても、分けて整理する必要があります。アウトソーシングの活用の仕方や人件費のかかり方など、業者の規模の違いで建築コストが、どの程度、異なるのか。また、格差が恒久的なのか、縮小傾向にあるのか。この辺について現時点で数字でどこまで言えるのか、お知らせいただけましたら幸いです。

よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。3点、ご質問という形でご意見を述べられました。最後のことに関しては多分、業者の規模その他によってかなり違うというのは、説明の中にもあったかと思いますが、簡素化が実際に進められるのかということと、回収期間は変動するのか、この2点に関して、まず事務局からご回答いただけるでしょうか。というか、現時点でどう考えているかということかと思いますが。

【事務局】 まず、簡素化につきましては、この省エネ基準あるいは関連する制度の簡素化というのは、これまでも有識者の先生方、あるいは業界団体の皆さんからご意見をいただき、少しずつ進めてきているところでございまして、今現在もいろいろご相談いただきながら、我々、検討を進めているところでございます。そういった意味で、今後も簡素化の余地というのは当然あるだろうと考えているところでございます。

ただ、その簡素化がどこまで進められるかということにつきましては、先生、まさにご指摘のとおり、行政あるいは事務コストの低減等、本来の制度の目的をきちんと担保できるか、そのバランスをよく考えていかなきゃいけないなと考えてございますので、いろいろな有識者の先生方のご意見も聞きながら、今後、進めていくべき話かなと思っております。

それから、コストとベネフィットとの関係でございますけれども、これまた詳しい先生方いらっしゃるかもしれませんが、私がお聞きしましたのは、少し前、同じような分析をした調査結果と比べますと、このペイバックペリオドが多少短くなっているというようなご指摘をいただいたことがございますので、おそらくエネルギーコストの問題もあるかとは思いますが、純粋な省エネに対する投資というのは、効率化というのは進んでいる面があるのではないかと考えているところでございます。

【事務局】 今に関して1点補足いたしますと、こういった資料2の5ページにありますようなコストは、大まかに分けますと、材と工、材料と工事の手間になります。

材料については、その価格が徐々に低減していくと。これは大量生産により低減するという傾向はあるんですけども、手間のほうは、これはもちろん習熟した方がやっているという前提での計算になりますので、手間のほうはどこまで行ってもゼロにはならないし、下がっていかないという傾向はありますので、一定、下がっていても、下方硬直というか、一定の限界はあるかと思えます。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【部会長】 ご発表いただいた団体の方で、今の〇〇先生のご質問についてコメント等がありましたら、お受けしたいと思いますけれども。といってもなかなか手を挙げにくいかと思えます。後ほどまたご意見等があればお伺いしたいと思います。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

よろしいですか。〇〇先生。

【〇〇委員】 いいです。

【部会長】 はい。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 お話を伺いまして、設計者の立場とか現場で作業される方、あるいは不動産業界の方もいろんなご意見を伺って、大変いろんな問題があるんだなということがよく理解できました。

私は立場が一応エコノミストなものですから、別の観点からちょっとお伺いしたいと思います。私が伺っておりますところによると、今回のこの省エネ住宅の建設の最終目標というのは、パリ協定でうたわれておりますようなCO₂削減というのに寄与するということだとしますと、やはりCO₂削減のベネフィットとコストという、マクロ的な観点ですけど、そういうものをやっぱり踏まえて、どこかで議論する必要があるのかなと。あるいはこれはもっと先のことで、ちょっと私、先走っているのかもしれないと思いますが、一応そのことを申し上げたいと思います。

先ほど事務局から、基本的にこのような省エネの効果として、原油換算ですか、5,030万キロリットルぐらいの節約ができるという話でありましたけども、この数値があるんだとしますと、ここから火力発電所のほうにコンバートしていけば、CO₂が年に何トンぐらい削減できるのかという量はある程度検討がつけられると思うんですね。そうしますと、その後はCO₂1トン当たりをどう評価するかという大問題はあるんですけども、一番簡単な例でいうと、CO₂の限界削減費用というのは、トン当たり1万6,000円か

ら1万7,000円というふうに、これは国でおっしゃっていることなんですが、そういう数字があります。

とすれば、まずパリ協定に従って省エネ法を有効に使うときのベネフィットというのは、CO₂でいえば、例えば極めて大まかにですけど、何千億円とか何兆円というベネフィットがあるというふうに、暫定的ですが値を受けると思うんですね。

そうしますと、前回、出てまいりましたけども、この省エネ住宅をつくるのに、コストが幾らかかるかという、安い場合は20万とか30万、多いときは80万というお話ありましたけども、このようなものがどの程度まで省エネ住宅としてやるかは、やっぱり暫定的な値を置いてみればと思うんですけども、今度はコストのほうに幾らぐらいた。その比較をすれば、パリ協定の目標値に十数%寄与するということのベネフィットがCO₂削減量で何兆……、何兆円にならないかもしれませんが、何兆円と。そうすると、今度はコストのほうに幾らかというふうな計算は、私はある程度できるんじゃないかと思うんですね。

とすれば、お話を伺っていてよくわかったんですけど、個別レベルで省エネ住宅をつくるというのは非常に難しいし、インセンティブが働かないかもしれないけれども、こういった大きなマクロ的な観点からすれば、どこかのお話で出ましたけど、補助金とかいう、そういうふうな考え方もあり得るんじゃないかと思います。

それで、その場合、もし補助金という議論が出るとすると、若干蛇足ですけど、私は気をつけるべきなのは、現在、太陽光発電の、つまりメガソーラーもありますけど、屋根貸し業的な太陽光発電をどんどんやられた結果、経産省はもう非常に窮地に追い込まれているわけですね。つまり再エネ賦課金というのが2.9円、ほぼキロワット3円になってしまっていて、かなり貧乏な家計でも月1,000円ぐらい払っているということになりかねないわけです。

ですから、そうするとこのちょうど太陽光発電のような、再エネ全体の目標はやはりCO₂削減だったと思うんですけども、という大きな目標は立ててありますけど、手段を間違えると結果としては庶民がものすごく大きな負担を負うことになりますから、それとは違うとは思いますが、やはり省エネ住宅の話というのは、何かそういう視点を入れておいたほうがいいんじゃないかなと、そんなふうに感じましたので、一応言いました。

【部会長】 ありがとうございます。ただいま札が6つ立っております、時間を考えると、先にしゃべられた方はたくさんしゃべっちゃうことになってますが、あとお1人3分

ぐらいずつでご意見をまとめていただくと、私としては大変ありがたいのですが、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今日皆さんから貴重なデータをお示しいただき、ありがとうございます。大変勉強になりました。

私は、民間事業者の方とふだんおつき合いする機会が多いので、その立場から2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、私は今、省エネ投資に関心の高い事業者がとても増えているという印象を持っています。それはESG投資であるとか、政府が推進しているSDGsの考え方、あるいは暫定版ですがCASBEのウェルネスオフィスが発表されるなど民間事業者の投資意欲を高める環境が整ってきているからだと思います。そういう意味では、省エネを引っ張っていくBELSについて、先ほど〇〇委員がご指摘されたように、住宅では結構浸透しているけれども、非住宅では浸透していないのが実情と思います。適合義務化という最低基準の遵守も勿論重要ですが、省エネを引っ張っていく強力な推進力の必要性を訴えたいと思います。

2点目は、任意評定制度という現時点で省エネ計算できない技術を認証する制度があるのですが、手続に時間がかかるというクレームめいたお話が聞こえてきています。例えば経産省さんは新市場創造型標準化制度を設け、多様な民間の意見を取り入れてJIS認証の迅速化を進めている動きもあるようですので、このような方法も参考にしながら、スピードアップを図っていただけると良いと感じております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 メーンは1点でございます。資料2の5ページのところに前回資料のまとめがございますが、小規模住宅において、省エネの追加コストが4%を占める、あるいは光熱費だけで回収しようとする35年かかるというあたりをどう建築主、特に個人の建築主にアピールしていくかということが大きな課題で、というのが実は〇〇から〇〇の各団体の資料の中からも垣間見えたところがございます。そう考えますと、いきなり適合義務化という対象では確かにないんだというのが改めてわかった次第でございます。

そうなりますと、結局、建築主に意識を変えていただく、あるいはそういう小さい住宅を供給する供給者側の意識を変えていただくというところを当面、重点的に推進していた

だくべきなんだろうなと思いました。

その意味でも、国土交通省のスマートウェルネス住宅の推進事業、今年5年たちまして、ようやくその中間成果がいろんな団体にも伝わって、それから国民にも伝わり始めた矢先に思いますので、引き続きそういう推進を国としても続けていただきたいというのが要望でございます。

それによって、先ほどから何回か意見が出ている、省エネを守るために窓が小さくなっちゃう、あるいは床暖房がなくなっちゃうというような、省エネ化推進で短絡的にそういう大事な要素がなくなるということも防げるはずでございますので、ぜひ引き続き国としてスマートウェルネス住宅、特に既存の住宅をどうよくしていくかという政策については進めていただければということで、要望でございます。

【部会長】 ありがとうございます。主務事務局が住宅生産課ですので、規制だけではなくそういうことをぜひということでも適切なことかと思えます。ただ、住宅生産課だと、既存住宅じゃなくてやっぱり新築かなというイメージがあるので、課の名前のことも考えて、ぜひとも既存対応も進めていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 主に住宅についての意見なんですけど、現状で住宅は40%が基準適合できていないので、義務化できないという話なんですけど、適合していない業者の実態というのがどうなのかと思っています。新しいことになかなか対応できない、例えば高齢のひとり親方とか、何かそういうイメージばかりで語られて、そういう方々はだんだん今後、減っていくと思うんですが、基準にあえて適合しないことで価格競争力を得ている、いわゆるローコストビルダー、そういう人たちの存在を指摘する声もあるんですよ。

今日の資料のように、集合住宅で基準適合の追加コストがほんとうに20万だったら、申しわけないんですけど、それはあんまり大きな障害と思いませんし、手続の工夫とかで大規模とか中規模の集合住宅を私は適合義務化するべきだと思いますし、あと、戸建ての追加がほんとうに80万円かかるのであれば、それはちょっと大きな問題ですからケアしなきゃいけないと。

今後、やっぱり住宅の価格をリーズナブルにしていくというのは非常に重要なテーマで、ますますそういうプレッシャーは強くなると思うんですけど、そのときにまじめに取り組んでいる業者がコスト競争力的に不利にならないようにしなきゃいけないんじゃないかとすごく思うんですね。やっぱりまじめにやっている工務店の人からよく聞くんですけど、

何か国の方針に従って、省エネとかZ E Hとか対応していくと当然コストが増えていくんですけども、それで一方ではローコストビルダーは何も対応せずに自由に伸び伸び低コストで競争力を得るという構図は何なのかという、まじめにやっている人がばかを見ると構図になりかねないわけで、やはり一定の省エネを義務化するという事は、市場の公平性確保のために不可欠だと思います。

今どき自動車を買って大概、省エネとか安全は確保されているわけで、その上でコストとかデザインで競争しているわけで、なぜか家だけは今どき単板ガラスのそういうとんでもない家が新築でもあるというのは、省エネとか、伊加賀先生が言われたように健康とか住環境の面からも非常に大きな問題だと思います。

あと、ちょっといいですか。戸建てで基準適合のコストが80万円というのは、もはや設備はエコキュートとかLEDとかは当たり前前に搭載されているので、追加コストというのは外皮性能の向上だと思うんですね。そうすると高性能な高断熱窓とか断熱材を厚く入れるということだと思うんですけど、やっぱりある程度の省エネ基準が義務化されることで、海外ではそうした高性能な部材が非常にリーズナブル、要するに商品のラインナップでもうそんなシングルガラスとかアルミサッシなんていうものは市場からなくなることで、メーカーも要するにつくる製品を限ることができるし、流通もシンプルになることで、高性能品が低価格化するということがあるわけで、そういったやっぱり義務化というのは、マーケットにとっても非常にそういう性能が高いものがリーズナブルになるという効果を持っているわけですから、やっぱりちゃんと考えていく必要がある。

海外では、建築物はやっぱり省エネ基準、義務化しなきゃいけないということで推進しているんで、それは建築物の寿命が長いとか、今言ったようにマーケットの波及効果が大きいとか、日本だけでは市場に任せておけば勝手に省エネが進むというのはどういうことなのかと感じます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。大変包括的なご意見を頂戴しまして、参考になりました。

どなたもおっしゃっていたのは、やっぱり消費者が問題だということなんですけど、前回も申し上げましたが、ほとんどの消費者は環境問題とかエネルギーに対して深い関心を

持っていないという状況は、住宅だけじゃありませんので、これは国交省だけの問題じゃないと思います。私も経産省のほうに入ってまたいろいろとこれ、そういうモチベーションをかけなきゃいけないと思っておりますけども、一生に一回の買い物という方が多いと思いますから、通常のやっぱり家電製品等とは違うビヘイビアになるはずなんですけれども、あまりに大きな買い物がゆえに、マイクロなこういう性能についてはほとんどあまり関心がないということだろうと思っておりますけど、どなたかがおっしゃいましたが、いろんなマンションなんかでチラシが入っているような、〇〇さんだったかな、だったと思いますが、あのチラシを克明に見ておきますと、どこにも設備のことは書いてありませんし、いわんや住宅の性能なんかには全然触れられていないわけですね。

ということは、要するにユーザーが全く関心がないから、そういう訴求をしないわけでありまして、ああいうところにも逐一そういう情報が載るような形で、何とかうまい施策がとれないかということが1つ。

もう一点は、消費税が上がるということで、ダブルショックがかかるので難しいというお話もありましたけど、これは政策的な話になりますが、そういう税が入るというタイミングを見計らって、非常に省エネ性能の高い住宅に対しては何らかの減免措置とかポイントがあるというか、そういう何かうまくそのタイミングを利用して、いつときでもいいですから、そういうキャンペーンを張るということで、何らかの形でこの関心を深めるということと、消費者の理解を深めるということにならないだろうか。それを1つ思いました。

それからもう一点は、2020年に対しては早過ぎるというご意見が圧倒的だと思うんですけども、しからばこれ、時系列でいくとどのぐらい時間があれば、各業界さんにおかれましても対応が可能だ、あるいは実行可能だとお考えになっているのか、あるいはお役所のほうとしても、今後、とりあえず2020年はあるプログラムで走りますが、その後、どういう対応になるかということも含めてご意見を伺えればと思います。

幾つかあったんですが、3分と言われましたので、この辺で切っておきます。

【部会長】 ご協力ありがとうございます。最後におっしゃられた、2020年には無理でもその後の時刻的対応がどうかということに関しては、今お答えいただくのは時間もありませんし、ご用意もないかと思っておりますので、事務局のほうで各団体にその辺どういふふうに考えているかという質問をお送りいただいて、ご回答いただくということでいかがでしょうか。〇〇先生、それでよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 本日は、多様なデータと情報をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

2点ほど。まずは、中規模についてですけれども、中規模について、建築物はテナントもいるから工期的に難しいですとか、住宅は今日のお話にはなかったかもしれませんが、やはり家主とたな子というような関係も賃貸の場合はございまして、両方とも最終的な利用者というものが所有者と異なるというような場合があるかと思えます。

そうしますと、住宅であればそのインセンティブとかを考えなければ、なかなか進まないのかなと考えます。また、建物のほうですと、地方都市なんかですと、私は前任は北海道におりましたけれども、札幌なんかでも大規模な建築は建てかわっていくわけですけれども、中規模の建築物がなかなか建てかわらない。もちろん後継者とか、他の社会的な要因がございすけれども、そういった意味で、地方再生みたいなことを考えるとといった側面もあるかと思いました。

つまり、段階的な措置があるんじゃないかというご意見がありましたけれども、同感です。例えば前回の委員会で、届出の実効性を確保するのも重要じゃないかみたいなご意見がありましたけれども、今ある届出制度をどのようにもっと実効性のある高度なものにしていくかというような議論も必要と思いました。

2点目は、小規模のところですが、こちらはやはりほんとうに皆さんがおっしゃったトレースになりますが、市民の意識の向上がほんとうに大事だと。同時に、大手ハウスメーカーはぜひトップランナーとして引き続き頑張っていただきたいと思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。事務局から提示されたセグメントでは区別はしていないのですが、今おっしゃられた最終的な利用者と建築主が違う場合と同じ場合というのは相当、政策的にも進め方が違うのではないかと、このご意見は非常に重要だと思いますので、今後の参考にしていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

私は、多少、基準にこれまでかかわってきた立場から、ちょっと発言させていただきた

いと思います。

主に①の住宅の適合義務化というのをどう進めていくかという点に関してですが、今、議論しているベースにある住宅省エネ基準というのは、外皮性能のレベル感というのは20年ぐらい前に検討、決められたものです。その後、標準的な設備・機器を前提にしながら、一次エネルギー基準が追加されたわけですが、その基準の目標そのものは、断熱や省エネに関心の高い実務者の方々の1つの目標・目安になることを意識してつくられた基準だったと思うんですね。そういう意味で、今、住宅において基準適合率が6割というのは、基準そのものの目的からすると、関心の高い方の間ではおおむね100%適合していると感じていいのではないかという気がいたします。

一方で、今日もいろいろな方から、例えば多様化とかいろんな問題があつて、そこにやはりなかなかはまらない住宅部分があると。もちろん前先生がご指摘されたように、ローコストビルダーみたいなものがそういう部分の隠れみのになってはいけないのですが、やっぱり救うべき多様性というものを、これまでの省エネ基準の体系の中ではきちっと盛り込んでいなかった部分が、どうしても目的上、存在していると思うんですね。

それで、今、議論されているこれからの省エネ基準というのは、全ての方々最低限、満たすべき基準であると考えますと、過去のもをそのまま適用するという考え方ではなく、多様性とか、今日も議論に出てきた簡易化、簡素化、合理化、さまざまな言葉でございましたけど、そういうことも含めて、基準体系・評価体系そのものをきちんと再構築する、見直す、そういうことも、限られた時間ではありますけどやっていいんじゃないかという気がいたします。

その後、学術的な知見も随分、集まってきていますし、多くの方々が最低限対応すべき基準とは何かを考え、そういう基準体系にしていくというのは、そんなに不可能なことじゃないと思うんですね。その辺、もう一度みんなで取り組んでいったらどうかなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。今のご発言を受けてという形に、もしかするとなるかもしれませんが、〇〇委員、ご発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。じゃあ、手短に。

まず、いろんな価値観をお持ちの方々に適用される基準ということで、やはりこの時点できちんと考えをまとめてやったほうがいいかなと確かに思います。その上で、そのためにやっぱり基準の手続だとか計算の合理化・簡素化というのは不可欠なんだろうと改め

て思いました。

ちょっと細かい話になりますけれども、先ほどどなたかが沖縄のことをおっしゃられたと思うんですけれども、沖縄の現行の日射遮蔽性能の評価尺度を使いますと、断熱化が進んでしまって、結局、冷房負荷が増えてしまうという、こういう特徴を持っているんですね。ですから、沖縄については日射遮蔽性能の基準というのを改めてもう一度、確認する必要があるかと思えます。

それから最後に、複数の方が省エネのノウハウの浸透がまだ足りないというようなことをおっしゃられていたと思うんですね。これは黙って待っていても浸透は進むものではないので、いろいろな実務者の団体あるいは公的な機関が関与して、ノウハウを浸透させていくということが必要ではないかなと。

あと、どなたかおっしゃいましたけれども、大学の先生で木造や断熱に通じた人が少ないというのは、これは非常に重要な問題で、先端技術というとはんとうに見たこともないような技術を思い浮かぶ方が多いと思うんですけれども、実際、広範に適用可能で実効性が高いものの多くは在来お技術なものですから、この辺のノウハウの浸透という点においては、木造だとか断熱だとかそういう基本的な部分の、特に温暖地のそういう技術の浸透ということは何らかやっつけていかないといけないのではないかなと思っております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇委員の札が立っていますが、2分程度でお願いできますか、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 簡単に。先ほどあった中で関係あることだけご説明したいんですが、私の説明した3-5の資料の7ページに、事業者規模別の分析というのがありまして、まずその左のグラフを見ていただきますと、5件未満の設計者の不適合率が特に南に行くほど高くなっているという実状であります。ただし、一次エネルギーのものに関してはかなり成績はいいという実状もありますので、この辺は1つのヒントになるかもしれません。

それから、右に書いてあります前先生の質問に対してですが、小規模・中規模事業者のターゲットは若者でありまして、若者が今、賃貸住宅に住んでいる、その賃貸の毎月の家賃、これでローンを組めるものを何とか組むというのが今いろんなところで行っている方法でありまして、これをどうにかするという事は、その若者の貧困の問題と絡んでくるということを私は最近、考えてくるようになりました。この辺をどうやってその住宅政策

をするのかということも踏まえて、国交省も考えていただきたいと思っていますところ
以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今日は発表をされた方も含めさせていただくと、
ほぼ全員の方からご意見をいただきましたかと思います。ただ、時間を限らせていただきまし
たので、まだおっしゃり足りないことは十分あるかと思いますが。そのことについては、
次回の建築環境部会に向けて、いろいろな意見を事務局のほうにお寄せいただけたらと思
いますので、よろしくお願いします。

それから、この後、今後に向けて、事務局のほうで意見の取りまとめ、それからこの報
告案の取りまとめに向けて作業していただくことになろうかと思いますが、今日いろい
ろご意見いただいて、委員の方々も関心が高い重要な論点である適合義務の対象について、
委員の皆様の今日のご意見を確認させていただけたらと思っております。

まず、中規模の建築物、非住宅についてですけれども、適合義務の対象とすべきである
という意見が多い中で、行政手続に関する負担が増加するというような、適合義務化にす
ることの課題もかなり指摘されたと考えております。この点も踏まえた検討が必要である、
でも、義務化の対象でしょうかねという形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

次に、大規模な住宅と中規模な住宅についてですけれども、現状では基準適合率が高い
水準ではないので、現時点で2020年へ向けて適合義務の対象とすることはかなり時期
尚早ではないかというのが多くの意見であったと思います。ただ、一方で、ということは、
逆に言うと、そこが省エネ化してくれば効果が高いんだというご指摘、それから、住宅
に関しては適正な競争ではない形で行われてしまうという部分もあるので、やはり義務化
を相当考えるべきではないかというご意見もあったということだと思えます。

一方で、これはあまりご意見では出てないかもしれませんが。事務局の資料の中に少しあ
ったかと思いますが、現行の届出制度による省エネ基準への適合がさらに徹底され
るよう、民間審査機関の活用などを行って、行政庁が行う指示や命令の実効性を高めるよ
うな方策も検討すべきではないかと、そういうことも検討していただければと私としては
思っております。

また、住宅については、基準へ適合させることによるコストアップについての懸念がか
なり多く意見として出されましたし、消費増税のことに言及されたご意見もかなりありま

したので、そういうことも踏まえて、住宅については、大規模、中規模について方向性を考えてほしい。

このようなご意見だったと思いますけれども、何かそこは違うだろうということがあったら、ぜひおっしゃっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 最後に、小規模な住宅や小規模な建築物についてですけれども、現状では基準適合率が高い水準ではなくて、エネルギー消費量に比べて新築件数が膨大な数になっておりますから、このまま義務化をすぐやると、審査体制の不足とか、いろいろ問題が出てくるのではないかと、そういう課題が多いのではないかとというのが大方の意見であったと私はとりましたけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 一方で、省エネ基準への適合に向けた取り組みは強化が必要ですが、専門知識が乏しい個人の建築主に対する意識を向上していただく、そういうバックアップするような体制が非常に重要だ、これはかなり意見として出ていたと思います。これについて、今後の住宅行政の中でも積極的にやっていただきたいと思っておりますし、そういう中で、私の意見ですが、既存の専門家をどう活用するののかも考えていただくこともしていただけたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、今のような形で簡単にまとめさせていただきましたけれども、今日いただいた貴重な意見も踏まえて、次回の部会において、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についての第二次報告案の原案みたいなものを事務局に提示していただいて、それでこの場でまた改めて議論したいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、事務局にそのようにお願いいたします。

それでは、最後に、その他として今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料5の一枚紙をごらんいただければと思います。

今後のスケジュールでございますが、次回、12月3日、第17回建築環境部会、こちらのほうを予定しているところでございます。今、部会長からもご説明いただきましたが、この第二次報告案を私どものほうで用意させていただいて、提示させていただくことを予

定しているところでございます。

また、先ほども部会長からお話ありましたが、今日の短い中で非常に幅広い、中身の濃いご意見をいただきましたけれども、おそらくまだまだ言い足りない部分というのはおありになるのではないかと思いますので、何かご意見ありましたら事務局のほうまで提出いただければと思います。

また、もしスケジュールがうまく合えば、できる限り個別に先生方の意見もまた伺いに上がりたいと考えておりますので、そちらのほうも引き続きご協力のほうをよろしく願いしたいと思っております。

最後に、本日の資料は分量が多くなっておりますので、郵送を希望される方は机上に残したままお帰りいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、今日は長時間にわたるご審議、ありがとうございました。以上をもちまして、第16回建築環境部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —